

大津市手話施策推進プラン

～手話言語とともに現在・未来へ～



(つながる)

大津市福祉部

障害福祉課

もくじ

I 概要

- 1 プラン策定の趣旨・背景
- 2 プランの位置づけ
- 3 プランの期間

II 大津市の現状

- 1 聴覚障害のある人の状況
- 2 聴覚障害者への施策
- 3 手話通訳者の状況
- 4 手話奉仕員養成講座
- 5 手話の普及啓発の状況

III 施策の展開

- 1 手話による情報取得の機会の拡大
- 2 意思疎通の手段として手話を選択しやすい環境整備、手話習得の支援
- 3 手話通訳者の養成その他の手話による意思疎通の支援
- 4 手話を学ぶ機会の提供
- 5 学校における取組による理解の促進

IV 施策推進プランの点検評価

V 大津市手話言語条例

I 概要

1 プラン策定の趣旨・背景

大津市では平成31年1月1日『大津市手話言語条例』を制定しています。手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施する施策を推進するためのプランを策定します。

2 プランの位置づけ

条例に定める施策実施の進捗管理のためのツールと位置づけます。
また、手話施策推進協議会では、市が実施する施策の取組状況の報告と、課題等の確認を行います。

3 プランの期間

プランは令和5年度に作成し、令和6年から令和11年の6年間で推進期間とします。

Ⅱ 大津市の現状

1 聴覚障害のある人の状況

身体障害者手帳を所持している人の数は令和5年3月末現在では 16,047 人、そのうち聴覚・平衡機能障害は 1,247 人（内 18 歳未満 26 人）です。

2 手話を使い生活する聴覚障害者への施策

① 「手話通訳・要約筆記派遣事業」

手話を使う聴覚障害のある人などの社会参加を支援するため、生活の場や医療機関等へ手話通訳者を派遣しています。

また、「NET119」の登録をした人が救急車を呼んで緊急搬送された場合は、通信指令課より手話通訳依頼の連絡を受けた場合に限り「緊急手話通訳派遣」を行っています。感染症が疑われる等、現地に手話通訳者を派遣できない場合は遠隔手話通訳を行います。

② 「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」

県で実施されていますが、大津市も手話を使う盲ろう者（聴覚障害と視覚障害の重複障害者）の外出支援や情報保障を行っています。

③ 「おおつ・手話サービス」

令和2年2月より障害福祉課にタブレットを設置しラインアプリを使用して、聞こえない人からの問合せ等の電話（文字か動画で）ができるようになりました。

④ 「中継サービス」

平成17年度より、聴覚障害者からの連絡を通常電話（音声）に取り次ぎをするサービスをFAX・メール・ラインアプリの方法で行っています。

⑤ 「聴覚障害者相談員設置事業」

平成25年度より、大津市単独事業として聴覚障害者相談員を設置し、潜在化しやすい聴覚障害者の困りごとの相談に応じています。

⑥ 「手話通訳者設置事業」

平成7年より障害福祉課に専任の手話通訳者を設置しています。平成25年より複数設置（2名）になりました。

⑦ 「団体補助金交付」

大津市ろうあ福祉協会に対し、障害者団体等補助金を交付し活動を支援しています。

⑧ 「大津市身体障害者相談員」

大津市ろうあ福祉協会会員3名に「大津市身体障害者相談員」を委嘱しています。

3 手話通訳者の状況

「手話通訳派遣事業」を行うための大津市手話通訳者登録数は約30名で、現時点では手話通訳の依頼に対応できています。しかしながら、次の世代の手話通訳者がなかなか増えない現状があります。

また、社会情勢は常に変化しており、手話通訳者はそのことを踏まえて通訳業務に臨もうとする意識が重要です。そのために研修を実施し、技術向上を目指しています。他に、登録手話通訳者と専任手話通訳者は一年に一度、「頸肩腕障害・腰痛症健康診断」を実施しています。

4 手話奉仕員養成講座

だれもが安心して暮らせる社会を目指して、地域の聴覚障害者と手話で日常会話ができる人を増やすため平成11年度より県内市町に先駆け、手話奉仕員養成講座を大津市ろうあ福祉協会に委託して実施しています。令和5年度においては、入門課程（2会場）・基礎課程（2会場）・ステップアップ講座を行いました。

5 手話の普及啓発の状況

「手話教室」

市民に聴覚障害者についての理解を求める目的で、聞こえないとはどういうことかをテーマにした講義1時間・手話表現の実技1時間、計2時間の手話教室を行っています。一般向けや、夏休み中の子ども向けの手話教室、難聴者のための手話教室を開催しています。

「出前講座」

令和4年度から生涯学習課主催「出前講座」のメニューに追加しました。学習希望者向けに2時間の手話講座を開催します。

Ⅲ 施策の展開

前項の「大津市の現状」に記載している取り組みをベースに、次に挙げる5つの視点で施策を展開します。

- 1 手話による情報取得の機会の拡大
- 2 意思疎通の手段として手話を選択しやすい環境整備、手話習得の支援
- 3 手話通訳者の養成その他の手話による意思疎通の支援
- 4 手話を学ぶ機会の提供
- 5 学校における取組による理解の促進

施策1：手話により情報を取得する機会の拡大に関する施策

	取組概要	取組内容	展開
①	災害時の情報取得と情報保障	(1)大津市総合防災訓練の実施 (2)民生委員・児童委員への啓発	(1)聴覚障害者の避難行動訓練と避難所受入れスタッフへの啓発 地域で行われる防災訓練の参加促進。 (2)民生委員・児童委員と聴覚障害者の合同学習会を実施する。
②	「おおつ・手話サービス」	(1)障害福祉課にタブレットを設置しラインアプリを使用した文字や動画による通話 (2)「大津市聴覚障害者等ファックス・携帯メール中継サービス」の実施	(1)すでに実施中 (2)すでに実施中
③	筆談・手話マークの普及	(1)筆談・手話マークを必要とする関係機関に配布 (2)提示カードの提供と利用促進	(1)市役所窓口と各支所に手話・筆談マークを配布済。 (2)手帳を持たない希望者に提供する。
④	観光施設等での情報取得	観光施設で二次元コードを読み取り手話で案内が見られる環境づくり	文化施設等でモデル試行できるようにすめる。
⑤	市役所職員・各課への啓発	全職員に手話や聴覚障害者に関する研修を実施 手話検定試験受験促進の啓発	人事課・障害福祉課共催のオンライン視聴研修の実施。 障害福祉課職員に奉仕員養成講座受講や講義聴講を積極的にすすめる。

施策２：意思疎通の手段として手話を選択しやすい環境整備、手話習得の支援に関する施策

	取組概要	取組内容	展開
①	難聴者向け手話の普及啓発	成人難聴者向け手話講習会の開催	成人難聴者向け手話講習会の開催
②	乳幼児の保護者が手話の必要性を理解して、手話を選択できる情報提供体制	新生児聴覚検査で要検査（リファ）となった保護者が相談できる窓口を作る。	窓口になるすこやか相談所と聴覚障害者相談員（滋賀県立聴覚障害者センター）と連携し、保護者向けに情報提供する。

施策３：手話通訳者の養成その他の手話による意思疎通の支援に関する施策

	取組概要	取組内容	展開
①	手話通訳派遣事業	(1)聴覚障害者やその他手話通訳を必要とする聞こえる市民からの依頼により手話通訳者の派遣を実施 (2)救急搬送時の緊急手話通訳派遣を実施	・依頼に対し対面で手話通訳の対応をする。 ・リスクを伴う医療場面はタブレットを利用して遠隔手話通訳を行う。
②	盲ろう者向け通訳介助員派遣事業	手話を使う盲ろう者からの依頼により外出支援と情報保障を実施	しが盲ろう者友の会と委託契約を結び実施中。
③	医療現場の遠隔手話通訳の整備	携帯電話を持っていない人の対応方法や病院にタブレットを設置する等のしくみの構築	県内先進市の状況を参考に進める。大津市立市民病院への設置を目指す。
④	登録手話通訳者研修会	手話通訳の課題を基にスキルアップのための研修を実施	登録手話通訳者の意見を参考に研修を実施。
⑤	設置手話通訳者研修	設置手話通訳者の専門研修を実施	設置手話通訳者として必要な研修を保障する。

⑥	手話通訳者の健康管理	手話通訳派遣事業を担う手話通訳者の頸肩腕健康診断を１年に１度実施	すでに実施中 健診結果を派遣事業に反映する。
⑦	手話通訳者を増やす取組	奉仕員養成講座修了者に、県主催の手話通訳者養成講座受講を促進	すでに実施中
⑧	広報おおつに手話の掲載	日常的に使える手話や条例等のコーナーを掲載	動画を作成し二次元コードで広報に掲載する。

施策４：手話を学ぶ機会の提供に関する施策

	取組概要	取組内容	展開
①	手話奉仕員養成事業	年間、入門課程（２会場）・基礎課程（２会場）・ステップアップ講座（１会場）を実施 オンラインで講座が開催できるよう環境整備を検討	・実施を継続する。 オンライン講座の環境整備と共に課題整理を行う。
②	啓発事業「手話教室」の実施	手話学習を希望する人へ学ぶ機会を提供 「出前講座」の手話教室を実施	・生涯学習課の「出前講座」メニューに追加したので利用を啓発する。 ・介護職員向けなどニーズにあった内容の講座を実施する。
③	手話の啓発	(1)手話言語の国際デー（９月２３日）にブルーライトアップ実施 (2)一般市民が手話と触れ合う機会を設ける。	・びわ湖大津館でブルーライトアップを実施する。 ・図書館に手話コーナーを設ける。（一週間程度の特設） ・市のイベント(健康フェスティバルなど)で啓発ブースを設ける。 ・手話サークルに啓発を行う。

施策5：学校における取組みによる理解の促進

	取組概要	取組内容	展開
①	小・中学校で行われる「手話体験学習」への協力を行う	小・中学校の「手話体験学習」への支援を行う。	(1)学校が、社会福祉協議会を通じてろうあ福祉協会に依頼する学習へ、必要に応じて手話通訳者を派遣する。 (2)学校から障害福祉課に学習の依頼があった際の支援を行う。
②	軽度中等度難聴や片耳難聴の児童を受け持つ先生方に対し相談窓口の啓発	(1)軽度中等度難聴児童への理解を先生方に啓発 (2)保育園・幼稚園に在籍する難聴幼児の家庭へのアプローチ	・聴覚障害者センターが進めている聴覚障害児及び保護者サポート事業につなぐ。 ・保育園・幼稚園在籍の幼児の実態把握をする。

Ⅳ 施策推進プランの点検評価

施策の推進にあたっては、事業の実施状況について年度ごとに手話施策推進協議会の場で点検と評価を行うとともに、同協議会や大津市ろうあ福祉協会等からの意見を聴取し、施策の充実や見直し等について検討を進めます。

Ⅴ 大津市手話言語条例

【大津市手話言語条例】

手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において明らかにされているように、手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する言語である。しかしながら、手話が言語であることはいまだ社会で十分に認識されておらず、それゆえ、手話への理解や手話の普及は十分に進んでいるとはいえない。

本市では、国際障害者年（昭和56年）に滋賀県で全国身体障害者スポーツ大会が開催されたことを契機として多くの手話サークルが結成されてきた。また、これまで、手話通訳者・要約筆記者の派遣や聴覚障害者相談員の設置といった先進的な取組を進めてきた。

国際的に手話が言語であると認められた今こそ、私たちは、これまでも増して手話への理解を深め、手話を普及させるとともに、手話を必要とする者が安心して暮らすことのできるまちづ

くりのため、更なる取組を進めていかなければならない。

ここに、手話への理解の促進及び手話の普及についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

（2）市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提として、ろう者の人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（施策の実施）

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。

（1）手話により情報を取得する機会の拡大に関する施策

（2）手話の習得の支援及び意思疎通の手段として手話を選択しやすい環境の整備に関する施策

（3）手話通訳者の養成その他の手話による意思疎通の支援に関する施策

（4）手話を学ぶ機会の提供に関する施策

（5）前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(学校における取組による理解の促進)

第8条 市は、学校における手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、幼児、児童及び生徒の手話への理解の促進に努めるものとする。

(大津市手話施策推進協議会)

第9条 手話に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議するため、大津市手話施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) ろう者の福祉に関し知見を有する者

(2) ろう者が組織する団体から選出された者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

【大津市手話施策推進協議会の運営に関する規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市手話言語条例(平成30年条例第46号)第9条第6項の規定に基づき、大津市手話施策推進協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則29号）抄
（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。